

協議第 3 4 号

「建設関係事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

建設関係事業の取扱い

- 1 都市計画区域及び地域地区は、新町において策定する都市計画マスタープランとの整合性を図り調整する。
- 2 2町の町道は、新町の町道とする。なお、町道の認定基準は、合併後速やかに調整する。
- 3 道路整備原材料支給制度は、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 急傾斜地崩壊防止（対策）事業の受益者負担金は、合併までに調整し、新町において定める。

協議第 3 5 号

「公営住宅の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

公営住宅の取扱い
1 2 町の町営住宅は、新町の町営住宅とする。
2 入居資格及び共同施設使用料は、合併までに調整し、新町において定める。

協議第 3 6 号

「商工観光事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

商工観光事業の取扱い

- 1 貸付制度、融資制度、表彰制度及び利子補給制度は、合併後速やかに調整する。
- 2 有田町中小企業緊急融資制度は、廃止の方向で検討する。
- 3 その他商工業振興事業は、現行のとおりとする。
- 4 企業誘致事業は、合併後速やかに調整する。
- 5 観光事業及びイベントは、地域の歴史と文化を尊重し、現行のとおりとする。

協議第 37 号

「ごみ対策・環境保全事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 12 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

ごみ対策・環境保全事業の取扱い

- 1 ごみの収集方式、分別区分及び収集回数は、現行のとおりとする。
- 2 西有田町のリサイクル事業は、継続して推進し、合併後調整する。
- 3 ごみ処理手数料は、有田町の例を基本に、合併までに調整し、新町において定める。
- 4 ごみ処理及び減量化の各種助成事業は、合併までに調整し、新町において定める。
- 5 し尿汲取手数料は、現行のとおりとする。

協議第 3 8 号

「下水道事業の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 1 6 年 1 2 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

下水道事業の取扱い

- 1 公共下水道事業、農業集落排水事業及び浄化槽整備推進事業は、新町において汚水整備計画を策定し、計画的な調整を図る。
- 2 各事業の使用料は、現行のとおりとし、新町において随時調整する。
- 3 各事業の負担金及び加入金は、現行のとおりとする。なお、納入方法は、合併後速やかに調整する。
- 4 受益者負担金前納報奨金制度、積立奨励金制度及び水洗便所改造資金貸付制度は、合併までに調整し、新町において定める。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。
- 5 合併処理浄化槽設置補助制度は、合併までに調整し、新町において定める。

協議第 39 号

「補助金・交付金等の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成 16 年 12 月 7 日

西松浦地区合併協議会

会 長 岩 永 正 太

補助金・交付金等の取扱い
各種団体への補助金、交付金等は、行財政の効率的運用を図る観点から、新町において、補助基準等を統一する方向で調整し、必要に応じて各種団体の整理統合、廃止等も含めて検討する。

協議第40号

「使用料・手数料の取扱い」について、次のとおり提案する。

平成16年12月7日

西松浦地区合併協議会

会長 岩永正太

使用料・手数料の取扱い

- 1 窓口業務関係手数料は、住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、合併までに調整し、新町において定める。
- 2 施設使用料は、施設の内容、建設年次等が異なり、また、その使用料が地域に定着していることを考慮し、合併時には現行のとおりとする。  
ただし、新町における住民の一体性の確保及び負担公平の原則により、適正な料金のあり方等については、新町において検討する。
- 3 占用料は、合併までに調整し、新町において定める。